

和長第298号
令和3年9月14日

和光市監査委員 山田史明 様
和光市監査委員 猪原陽輔 様

和光市長 柴崎 光子

「和光市職員措置請求書」に基づく監査結果の勧告に基づき講じた措置について

令和3年6月29日付け和監第18号により勧告のあった標記の件について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

1 監査結果内容（和監第18号（令和3年6月29日））

令和3年7月29日までに、和光市が日本システムサイエンス株式会社（現：ネクストシェアリング株式会社）に対して有する損害賠償請求権を行使するよう勧告する。

2 監査結果内容に対する市の対応

日本システムサイエンス株式会社（現：ネクストシェアリング株式会社）に対し、業務委託料の返還を求め、令和3年7月29日に通知を内容証明郵便で送付する。

回答期限である令和3年8月30日までネクストシェアリング株式会社からの回答はない。

3 今後の市の対応

現在、ネクストシェアリング株式会社は支払いに応じていない状況であるため、今後は効果的な訴訟の調整を顧問弁護士と協議し対応する。

担当 保健福祉部 長寿あんしん課
田中・川口（内線 2145・2197）